



ハラスメント防止・対策 研修会
令和元年12月16日（月）13：30～

（約1時間の予定です）

場所：2階講堂

対象：全学生・職員

■ ハラスメント防止・対策委員会



令和元年12月16日

大阪行岡医療大学
ハラスメント防止研修会-その2

< 1 > ハラスメント防止のために

< 2 > このガイドラインの適用範囲

< 3 > ハラスメントとは

< 4 > ハラスメントのないキャンパスを実現するために

< 5 > ハラスメント相談について

ハラスメントの無い快適なキャンパスに



< 1 > ハラスメント防止のために

・ガイドラインの目的と本学の基本姿勢

1.大阪行岡医療大学は、本学のすべての構成員が、個人として尊重され、学び、教え、仕事ができるような、ハラスメントのない快適な環境を提供できるようにハラスメント防止・対策に関するガイドラインを制定しています

*キャンパスガイド p33-35 を参照



和元年12月16日

< 1 > ハラスメント防止のために

2. 大学には多様な考え方をもち構成員がいます。教職員と学生，学生同士，教職員同士等の人間関係が存在します

3. ひとりひとりが**個人として尊重**され、自律的に活動でき、**考え方の違いや互いの価値を認め合う場**とすることは極めて重要です

4. 本学はハラスメントのないキャンパスの実現に向けて取り組みます



和元年12月16日

< 1 > ハラスメント防止のために

・ハラスメント防止・対策体制

7. 本学は、ハラスメント防止のため、相談室を設け、専門相談員が、相談を受け、相談者を支援する体制を整備しています



相談室のご案内

かなしいとき
さみしいとき
うれしいとき
何でもいいよ
相談に来てね！！

開室場所：学生相談室（研究棟1階、医務室の隣）

相談員・開室時間：山本（水曜日 12：00～16：00）

：高井（火曜日 12：10～13：10）

※ プライバシーは厳守されます

令和元年12月16日

<2> このガイドラインの適用範囲

1.対象範囲は

(1)本学の学生・教職員等の本学構成員です
教職員は、専任・非専任を含む本学に在職する
すべての教職員、本学の業務遂行に関わる委託
又は派遣契約業者等（「本学構成員」）

(2)卒業・退学・退職等により本学構成員でなくなっても、在学中や在職中に起きたハラスメントであれば、籍を失ってから1年以内に限り対象となります



<2> このガイドラインの適用範囲

2. 適用範囲

- ・本学構成員同士の関係においては、その時間・場所を問わず、ハラスメントとして適用します
- ・キャンパス内か外か、授業・実習、研究、勤務、課外活動等の時間であるか否かを問いません

例：ゼミ・サークル等の課外活動、
飲み会(ゼミ、コンパ、サークル等)



<3> ハラスメントとは

ハラスメントとは、教育・研究、就学、就労のあらゆる場面において、相手の意に反して行われる不快な言葉や行為を指します。

相手が言動を「不当」「不快」と受け止める場合はハラスメントになる可能性があります。

一方で価値観や感じ方の基準は人それぞれ多様なものであり、言動がハラスメントにあたるかどうかの境界線は、相手との人間関係や前後の状況により変化します。





< 3 > ハラスメントとは

悪意のない指導を意図した言動であっても相手から思わぬ誤解を招く場合もあり、どのような言動がハラスメントに該当するかは慎重に判断する必要があります。

本学では、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、モラルハラスメント やその他のすべてのハラスメントを対象にしています。



< 3 > ハラスメントとは

ハラスメントは、上の立場（大学ならば教職員や先輩）から下の立場（学生や後輩）へというものと考えがちですが、学生同士(横どうし)のいじめもハラスメントに入ります。

逆に、学生(下)から教職員(上)に対するものもハラスメントに入ります

相手に**多大な精神的苦痛**を与えるものは、基本的にハラスメントになります



セクハラ、アカハラ、パワハラ、
モラハラ：モラルハラスメントとは肉体的ではなく、言葉や態度等によって精神的に継続的ないやがらせを行うこと「精神的暴力」



いやがらせが行われていて、それが外部からは見えない、「**いやがらせの隠蔽**」が行われることも特徴。
 親、恋人、同級生、先輩、後輩などから無視されたり、常に怒られるというプレッシャーをかけ続けられるなどで自信を失くしたり、恐怖心に苛まれたりするパターンが多い

< 3 > ハラスメントとは

スマホやSNSの利用は学生が長けています。

学生による、学生や教職員に対する嫌がらせ行為（相手の了解を得ないままの情報や誤った情報を発信・共有・拡散すること）によって相手が多大な精神的苦痛を受けたならば、それもハラスメントになります。

スマホによるいじめ問題もあります。

スマホによる人権侵害行為、名誉棄損などの問題は昨今、社会的な問題にもなっています。



< 3 > ハラスメントとは

ネットの情報はデマも多く、その情報を安易に信じて拡散することは名誉棄損や人権侵害行為につながり刑事罰対象行為となりえます。

ネットの情報を真偽を確認しないまま信じて、安易に拡散することはやめましょう



< 4 > ハラスメントのないキャンパスに

1. 加害者にならないために

(1) 互いの人格を対等に尊重する姿勢を持つ

(2) 社会的に形成された性別意識，例えば「男性や女性はこうあるべき」という固定的な見方・考え方を押しつけることは避ける

(3) 反対意見や「ノー」という意思表示がないからと言って、それが合意・同意とは限りません。立場や地位が上の人（指導者や先輩）は十分配慮してください。





< 4 > ハラスメントのないキャンパスに

2. ハラスメントを見かけたら

(1) 見過ごさない勇気を

集団内でハラスメントの存在が黙認されてしまうと、それが慣習化し徐々に環境が悪化します。周囲の人達もその関係に巻き込まれてしまうため、ハラスメントを見過ごさない勇気を持ちましょう。

(2) 相談を勧める

相談を受けたら、必要に応じて相談室での相談を勧めてください。相談された人が同行してもよい。



< 4 > ハラスメントのないキャンパスに

3. ハラスメントの被害にあったときには

(1) ひとりで悩まないで

ハラスメントを受けたと感じたら、ひとりで悩まずに、相談室に連絡してください。

相談室に来ることがためられる場合は、まず身近で信頼できる人に相談をしてください。

相談室には家族や信頼できる友人，教職員と一緒に来室することもできます。





< 5 > ハラスメント相談について

(1) 相談室では、専門相談員が内容を伺います。専門相談員は、状況について聞き取りをし、相談者の意向や希望を尊重しながら共に考え、今後とりうる解決方法を提案し、相談者自身が意思決定するためのサポートをします。

(2) 相談日時、相談者の氏名・案件、相談対応者の氏名など相談室記録を相談員が保管・管理します。



< 5 > ハラスメント相談について

(3) 相談室は相談者のプライバシーを守ります。相談内容を相談者の承諾なしに相談室の外部に伝えるとはありません。

(4) 必要に応じて大学内外の関係機関を紹介することがあります。

(5) 相談を受けている案件の「ハラスメントの行為者とされた者」と、相談者の了解がある場合には、事実確認や調整のための接触をすることがあります。





令和元年12月16日

< 5 > ハラスメント相談について

大阪行岡医療大学のすべての構成員は相談・申立てを行うことができます。

そのため、本学では相談室を設置しています。本学構成員のだれもが相談可能です。相談は面談を基本としています。相談室の開室時間や連絡方法、予約方法、相談の流れ等については、事務局でご確認ください。

相談者のプライバシーを守るため、同じ時間帯に来室者が重ならないよう、面談は予約制です。安心してご相談ください。



令和元年12月16日

以上 御静聴ありがとうございました。

快適なキャンパス環境を維持するために、本学構成員全員が、それぞれの立場に関わらず互いに相手を尊重する心がとても大切です



令和元年12月16日

ハラスメント研修会

キャンパス・児童・高齢者・障害者



なぜ結愛ちゃんを救え
事件で明らかになった

0テレ
NEWS
24

高齢者に対する虐待件数 過去最多に

ツイートする

シェアする

2019年3月26日 18:40

ANN

NEW 5年連続で増加

高齢者の虐待件数が過去最多に

厚労省の会見
ぎょう

▶ 家族などによる高齢者虐待 (昨年度)

相談・通報件数 3万40件

虐待判断件数 1万7078件



キャンパスのハラスメント

キャンパス・ハラスメントの実態と特質

ハラスメントは、教員、職員、学生等、すべての構成員の様々な関係の中で起きています。

教員と学生の場合

大学は教育・研究者が組織化された集団であり、教員の権限が人事・教育・研究に及んでいます。また、大学の自治により外部から干渉されにくく、内部の相互不干渉も見られるため、学内で起こるハラスメントはよほど大きな問題にならない限り、外からは見えにくい構造

学生同士のセクハラの場合

コンパはスキャンダルの発生源になっています。私たちが認識すべきは、一人ではしないようなハラスメントを、集団になると悪乗りしたりそそのかされたりしてやってしまうということ

大学で起きるアカハラは、データ捏造に加担させられたり、著者の不正をするように強いられるというように、研究不正に絡んだ形のハラスメント

<https://www.univcoop.or.jp/about/life/vol57-01.html>

ハラスメントの一般的な定義

セクハラは、「相手の意に反して、相手に不利益や不快感を与える性的な人権侵害の言動」とされます。内容は、労働条件に不利益を与えるようなケース、労働・就労・学習環境に害を与えるケースがあり、これには身体的接触や口頭で相手に不快感を与えるなど、様々な要因があります。

パワハラは、「職務上の地位や人間関係の優位性を利用し、適正範囲を超えて注意指導するなどして、相手に不利益や不快感を与える人権侵害の言動」です。適正な指導・教育の範囲を超えるとパワハラで、超えない場合は指導です。相手の人格に言及して非難した発言はパワハラになります。

アカハラは、「教育研究上の優越的地位を利用して、相手の教育研究上の利益や権利を侵害する人権侵害の言動」とされ、位置付けは非常に難しいのですが
典型例としては、過剰な叱責・誹謗中傷、研究活動の妨害。また研究成果の盗用でギフトオーサーシップや論文盗用も含まれます。私的に学生を使う強要行為も該当します

SNS関連の問題

最近ではSNSで学生と学生、学生と教員がつながるケースが増加し、ゼミやサークルの連絡網のようになっています。

ソーシャルメディアハラスメントで典型的な問題は、各種SNSで「いいね」を強要することです。また、SNSを閲覧できる状況にするよう強要することも典型例といえます。

SNSは一般に公開できますが、友達として承認した人以外見られない状況にすることもできます。SNS上に私生活を投稿する人が多いので、友達として承認することは、それを見ることのできる状態にするということです。そのため承認するよう強要した場合、発言者はそこまでの意図を持っていなくても、相手は私生活に踏み込まれた強い不快感を覚えることがあります。私生活を見られたくないから承認しないという意味合いを理解せず「なんで承認してくれないのか」と発言をする方が多いので、その誤解が大きな問題になることがあります。

ほかには、意図的にグループから外すという行為も問題になっています。

児童・障害者・高齢者のハラスメント

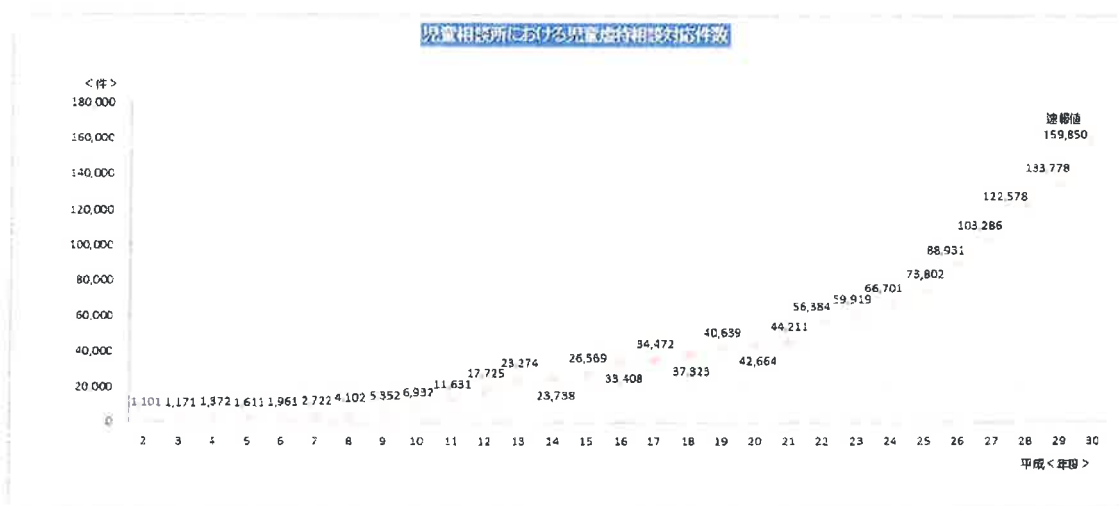
虐待防止法に関する基本的な捉え方

- 児童虐待防止法: 1947年児童福祉法第2条
子供の成長発達権国と国民が保障していく
親の子どもへの体罰を禁止するとともに、児童相談所の体制強化を盛り込んだ改正児童虐待防止法と改正児童福祉法 2019/6/19
- 障害者虐待防止法: 平成23年6月障害者福祉法第1条
すべての国民が、障害の有無にかかわらず分け隔てなく、人格と個性を尊重し共生する社会を目指す
- 高齢者虐待防止法: 平成17年11月高齢者福祉法第2条
高齢者(65歳以上)の基本的な人権の尊重・高齢者の尊厳を守る

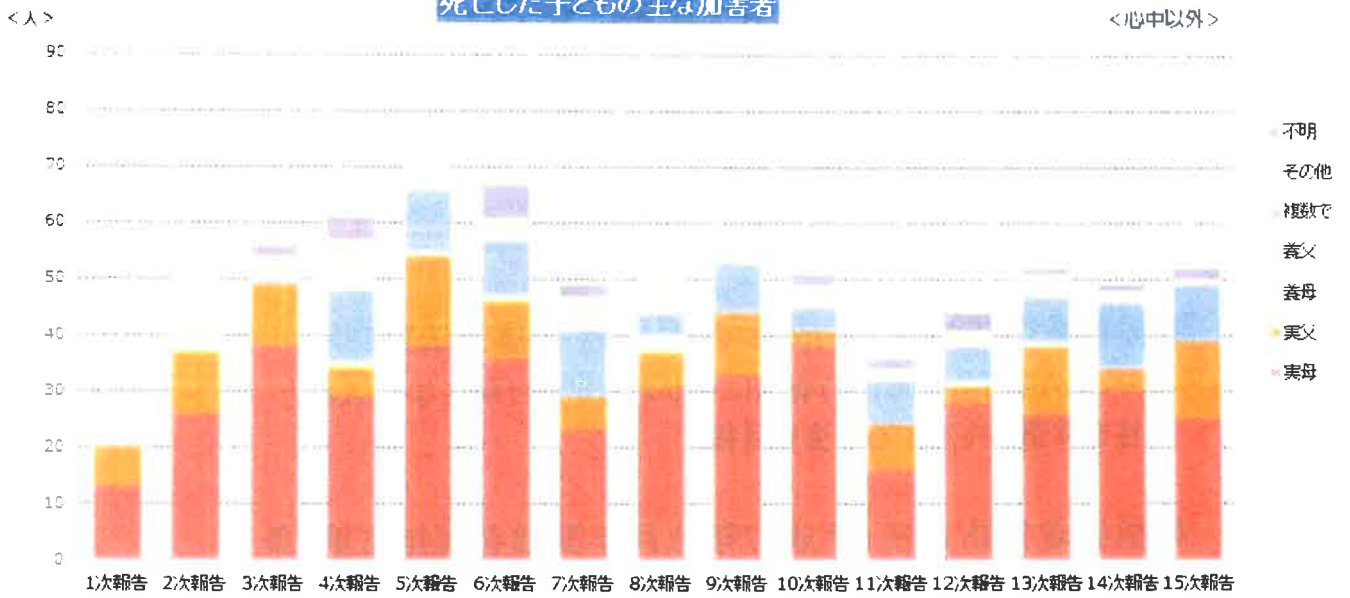
平成30年度児童虐待の件数及び虐待による死亡

福祉行政報告より引用

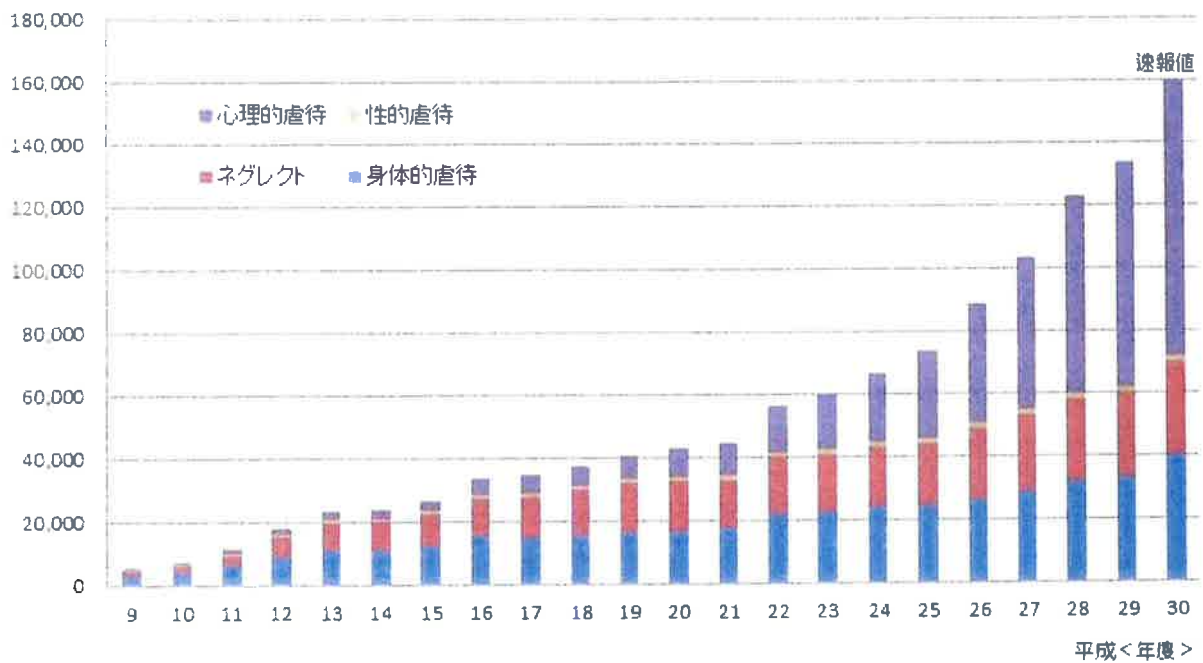
虐待相談対応件数



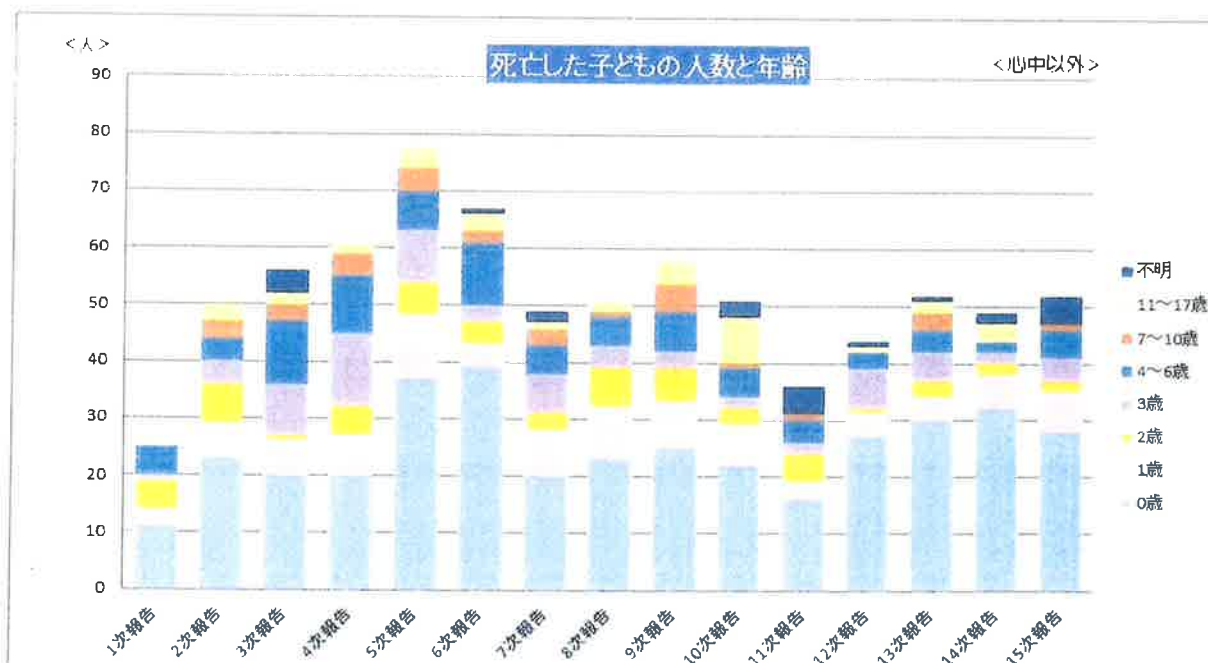
死亡した子どもの主な加害者



児童相談所における児童虐待相談対応の内容



虐待による死亡事例は年間50件を超え、1週間に1人の子ともが命を落としています。



高齢者施設での高齢者虐待数(平成27年度厚労省)

・要介護施設の従事者……(408件)

・家族などの養護者……(1万5,976件)

○高齢者の施設別

特養……	125件	(30.6%)
有料老人ホーム……	85件	(20.9%)
グループホーム……	65件	(15.9%)
老健	37件	(9.1%)

(種類)

1. 身体的虐待

- 体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加えること

(子供・障害者・高齢者)殴る、蹴る、投げ落とす、熱湯をかける、首を絞める、おぼれさせる、逆さずりにする、タバコの火を押し付けるなどの身体的な暴行

また、縄などにより身体を拘束する、冬に戸外に締め出すなど

2. 心理的虐待

- 著しい心理的外傷を与える言動
- 言葉による脅かし、無視などの拒絶的な対応など心に深い傷を与える言動などの行為
- 大声でどなったり、(子供・障害者・高齢者)からの働きかけに答えなかったり、兄弟間で著しい差別をする

3. 性的虐待

- わいせつな行為をすること、またはわいせつな行為をさせること
- 性的な行為やいたずらをする、強要して裸を写真やビデオに撮ることも含まれる
- 父親(実父、継父)が娘を対象にすることが多く、保護者的立場にある兄が妹に、きょうだいの中で起きることもある

4. ネグレクト

- 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、または長時間の放置その他保護者としての監護を怠ること
- 子供の健康状態を損なうほどの不適切な養育、あるいは危険についての重大な不注意を言う。
- 家に閉じ込める、子供の意思に反して学校に登校させない、重大な病気になっても病院に連れて行かない、乳幼児を家に残したままたびたび外出する、乳幼児を車に放置する、適切な食事を与えない、衣服などを長時間ひどく不潔なままにする、極端に不潔な環境の中で生活させるなどがある

5. 経済的虐待

- ・養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分する事、そのほか当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

児童虐待 チェックシート

児童虐待診断チェックシート(子ども用)

氏名: _____ 年齢: _____ 性別: _____

〒 _____ 市町村 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号 _____

○ 子どもの身体症状

・全身状態 低身長(-2SD未満) 瘦せ(-2SD未満) 体重増加不良
 るいそう 不自然な成長曲線カーブ 原因不明もしくは説明のつかない発育急激遅延(知的障害を含む) おおしそ不審的な服装(季節はずれ、性別不明など) 未治療の歯が多い 不衛生(垢すみれ、ひどいオムツかぶれ、未治療の皮膚炎など)

・皮膚 新旧出血の疥癬病 多数の小さな出血点 四肢体幹部の胎毒
 不審な傷(指で刺した形の疥癬、痂や丁寧をいっている押傷など)
 不自然な熱型(多数の円形の熱傷、手足部の熱傷、乳児の口唇内熱傷、熱紅が推定できる熱傷、奇形明瞭な熱傷など)
 頭皮内の損傷の外形や抜毛症

・骨折 新旧存在する複数回骨折 多発骨折 両腕骨折(特に結合靭を断った遠位骨折) 肋骨骨折 肩甲骨骨折 鎖骨骨折
 乳児の骨折 爪せん状骨折 血管骨折 原因不明の骨折

・頭部 頭蓋内出血(特に硬膜下血腫) 眼挫傷 網膜出血
 前頭部出血 慢性頭部特発性脳挫傷(Abusive Head Trauma)

・口腔 舌内や舌器周辺の外傷 舌圧傷 舌頭自身の損傷

・その他 手放し中位に居る反復陽萎 反復する尿道感染症 原因不明の眼炎の反復(Mitralausion syn by proxy などの疑い)

○ 子どもの心理・精神・行動所見

見たて子どもらしくない無表情 動きがぎこちない
 表情が暗く硬く、感情を余り外に出さない、用事がない
 触れられることを異様に嫌がる 自分への発語が極端に少ない
 保護者が怒りに怒ると怒らないので動きや表情が極端に変わる
 大人の顔色を指った、よそよそしい表情をする 異様に甘える
 泣きを引く行動 過度の反応、行動 多動で落ち着きがない
 自立に必要な生活・活動性の低下 持続する疲労感・疲労感
 繰り返す食行動異常(むさぼり食い、過食・拒食、異食)
 家に閉りたがらない 繰り返す家出 夜間泣き・時間外外出
 車庫での徘徊(特に食物をよとした盗み) 急激な学力低下
 年齢不相見は「何」に関する言葉 常識・社会性の顕著な欠如

●診断記録 有見解者 グレー イエロー レッド ●対応処置 医師 福祉 児童

児童虐待診断チェックシート(保護者用)

氏名: _____ 年齢: _____ 性別: _____

〒 _____ 市町村 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号 _____

○ 交代・勤務状況

・休 寝 休養症がない 休養症を診察していない 生活保護
 医療保護 母子保護 未就学児 住所が不定
 電話がない(あっても通じず)
 住所変更時の変更届がなくて住所が多い
 本格的な接客をしたがらない 事務の手続きに不慣れが多い
 その他 ()

○ 統合性

・断 断 明瞭がない 他の家族トラブルを秘かに守る 態度が傲慢
 祖父母をよそよそしくする 子どもの名前をいえない話さない
 子どもを現場に叱つたりやめたりする 子どもを平気で叩く
 子どもの生活状況と異なった態度がみられる スタッフの行動に不利をかつぐ

○ 非現実

・行方不届 行方不明 ほとんど居ない 連絡がほとんどない
 理由(説明) 予防接種をしていない 既往疾患を伝えていない
 以前のものを隠して保蔵している
 家族の間に既婚歴が異なる異性が見えない
 健康や家族状況を隠し隠しで隠している 説明が曖昧になる
 保護者が説明が食い違ふ 妻までの特別待遇が高い
 家庭内暴力はとんでいない 前科前歴の隠しをうける
 子どもの是非判断ができず 日常の判断が困難である
 法に反らざるに上達が強く、不審な対応を要する
 家庭に合わない 通報をやむを得ず 通報後に互を憎まない
 犯罪や入居の必要性を判断しない 説明に対して質問がない
 子どもの病状より自分の都合を優先したがる
 子どもの治療で完結できる治療法を早め、再発などを繰り返す

○ 暴行歴(行合率へ受け手側)

再発などの説明が曖昧でない 家庭内暴力の説明が曖昧でない
 犯罪歴の説明が曖昧でない 子どもを大に傷つけていない
 暴行への不満を要さなく 妻などを要以上に厭う
 父親・母親に訴える

●対応 医師 福祉 児童

高齢者虐待 チェックシート

高齢者虐待診断チェックリスト

患者氏名 _____ 氏名 _____

〒 _____ 市 _____ 区 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号 _____

介護者氏名 _____ 氏名 _____

〒 _____ 市 _____ 区 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号 _____

○ 高齢者本人の状況

・全身状態 大腿や上腕部の内側、背中等などに傷やみず腫れがある
 回復状態が様々な段階のあと、傷などがある 頭・顔・頭皮などに傷がある
 臀部や掌、背中等などに火傷や火傷跡がある 急におびえたり、恐ろしかったりする
 「怖いから家にいたくない」などの訴えがある 傷やあざの説明のつじつまが合わない

・介護・世話の放棄・放任 入院時に衣服が汚れたままの状態であったり、濡れた下着を身に付けている
 かなりの程度の潰瘍や褥瘡ができている 身体からかなりの臭気がある
 栄養失調の状態にある 疾患の症状が明白であったにもかかわらず、受診をしていない

・心情的状態 かきむしり、噛みつき、ゆすり等がある 不明瞭な睡眠を訴える
 おびえる、わめく、泣く、叫ぶ等の症状がある 食欲の変化が激しく、拒食現象がある
 自傷行為がある 無力感、あきらめ、投げやりな顔 子になる

・性的状態 不自然な歩行や座便を促すことが困難な状況がある 肛門や生殖器から出血や傷がある
 生殖器の痛み、かゆみを訴える

・経済的状況 年金や財産などが毎月目的のみに回っていないにもかかわらず、お金がないと訴える
 自由に使えるお金がないと訴える 利用負担のあるサービスを利用したことがない
 財政状況と患者の衣食住などの生活状況に落差がある
 印字金が知らぬうちに引き出された、通帳がとられたと訴える

・その他 通常の生活行動に不自然な変化がみられる 休日が不自然に増えたり、減ったりする
 ものごとや自分の周囲に関して極度に無関心になる 睡眠障害がある

○ 家族・介護者の状況

高齢者に対して冷淡な態度や無関心がみられる
 高齢者の苦訴や介護に対する拒否的な発言がしばしば聞かれる
 他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがある
 高齢者の健康や表出に関心がない 高齢者に対して過度に具体的な日々のきき方をする
 経済的に余裕があるのに、高齢者に対してお金をかけようとしていない

※その他の所見 [_____]

医師サイン

原告者虐待診断チェックリスト

原告者氏名 _____ 氏名 _____

〒 _____ 市 _____ 区 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号 _____

介護者氏名 _____ 氏名 _____

〒 _____ 市 _____ 区 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号 _____

○ 全身状態 身体に小さな傷が頻発にみられる
 大腿の内側や上腕部の内側、背中等などに傷やみず腫れがみられる
 回復状態が様々な段階のあと、傷などがある 頭・顔・頭皮などに傷がある
 臀部や掌、背中等などに火傷や火傷跡がある 急におびえたり、恐ろしかったりする
 「怖い」または「怖くない」など訴えが合わない 傷やあざの説明のつじつまが合わない
 手足が冷たい、顔色が悪くなるなど訴える 訴えが合わない、急に不安がる、震える
 自分で咽をたたく、嘔吐行為がある 医師や家族、福祉担当者に対する説明のつじつまが合わない
 医師や家族、福祉担当者に対する訴えが変化し、つじつまが合わない

・性的状態 不自然な歩行や座便を促すことが困難な状況がある 肛門や生殖器から出血や傷がある
 生殖器の痛み、かゆみを訴える 周囲の人の体をおぼろしくなる
 卑屈な言動をするようになる ひとを助けたい、一人で抱負したいと訴えるようになる
 医師や家族、福祉担当者に対する訴えが激しく、拒食現象がある 不眠、不規則な睡眠、夢にうなされる
 性格を自分でよくせよと訴える 合理的でない

・心情的状態 かきむしり、噛みつき等、攻撃的な態度がみられる
 不明瞭な睡眠、過度の神経、神経の過敏性がある 身体を要する
 震える、わめく、泣く、叫ぶ等、叫ぶ行為がある
 食欲の変化が激しく、拒食現象がみられる 自傷行為がみられる
 無力感、あきらめ、投げやりな顔 子になる 顔面が不自然に赤くなり腫れたりする

・放棄・放任 身体から臭気、汚れがひどい、臭い、汗が伸びていない、皮膚の潰瘍
 褥瘡の発生、潰瘍がみられる、褥瘡に感染、ペタペタした褥瘡、ゴミを敷き詰めている
 同じ服を着て、汚れたままのシャツ、濡れたままのTシャツを着ている
 体臭が強い、おぼろしく訴えている、よそではガツガツ食べる
 褥瘡や潰瘍を訴える、栄養失調がみられる
 病状やけがしても家族が受診を拒否、受診を勧めたもつじつまが合わない
 事業や親戚、家族に相談、家族に会いに行かない、話したがらない

・経済的状況 働いてお金を得ているのに新しい服や靴をお金を使っている様子が見られない
 日常生活に必要な金額を確保していない 年金や貯蓄がどう管理されているかわからない
 サービスの利用料や生活費の支払いが滞っている 首長の限有権と生活状況の落差が大きい
 親が本人の生命を管理し、親戚や生活費に掛かっているように見える

・その他 休日に自宅に閉じこもっている ゴミか部屋の隅に散らばっている、周囲から臭気がある
 電気、ガス、水道が止められている、郵便、テレビの受信料、家賃の支払いが滞っている
 郵便物にまつまじり置かれている 貯蓄額がゼロになっている
 近所の人でしゅうとめが来るかとして噂話、あきらかの態度がみられる

医師サイン

二 高齢者本人の状況

- ・全身状態 大腿や上腕部の内側、背中等などに傷やみず腫れがある
 回復状態が様々な段階のあと、傷などがある 頭・顔・頭皮などに傷がある
 臀部や掌、背中等などに火傷や火傷跡がある 急におびえたり、恐ろしかったりする
 「怖いから家にいたくない」などの訴えがある 傷やあざの説明のつじつまが合わない
- ・介護・世話の放棄・放任 入院時に衣服が汚れたままの状態であったり、濡れた下着を身に付けている
 かなりの程度の潰瘍や褥瘡ができている 身体からかなりの臭気がある
 栄養失調の状態にある 疾患の症状が明白であったにもかかわらず、受診をしていない

補足1

児童虐待防止法第14条には、「児童の親権を行うものは、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない」とあり、子供とのかかわりについては、大人の側の自己点検が求められる

最近では、保護者による児童虐待だけでなく、いじめによる虐待の場合もあるので、注意を要する。

補足2

養護者による高齢者虐待

- 養護者とは・・・
「高齢者を現に養護するものであって、要介護施設従事者等以外のもの」→高齢者の世話をしている家族、親族、同居人などが該当する
- 養護者が高齢者に対して行う虐待が、高齢者虐待にあたりとされる

補足3

養介護施設従事者等による高齢者虐待

- ・ 高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲(第2条)

養介護施設 養介護事業 養介護施設従事者等			
	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法の規定	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設 ・有料老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人居宅生活支援事業 	「養介護施設」 または 「養介護事業」の業務
介護保険法の規定	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・地域密着型介護老人 ・地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業 	

発見者による虐待通報窓口

	虐待者	発見・通報	大阪市
・ 児童虐待	保護者	職員（救急対	0120-01-7285（虐待ホットライン） 072(295)8734（夜間・休日専用電話）
・ 高齢者虐待	養護者・職員	職員・養護者	06-6241-6310 高齢者施策部介護保険課指定・指導グループ
・ 障害者虐待	養護者・職員	職員・養護者	06-6208-8075 （障害福祉課、施設従事者） 06-6208-8086 （福祉課相談支援グループ） 06-4392-8181 （休・祝日・年末年始）

通報義務

虐待を発見した場合

通報することの責任は間違っても問題にはなりません！